

四万十市制施行 20 周年記念事業補助金概要



本市は、令和 7 年 4 月 10 日に市制施行 20 周年を迎えます。

市民の皆さまと一緒に 20 周年を祝い、市民の一体感を醸成することを目的に、市民提案型の 20 周年記念事業を募集します。

ぜひ、イベントや公演、マルシェなど市制 20 周年と一緒に盛り上げるために実施する企画をお送りください。採択事業には補助金の交付などの特典があります。

補助対象者

5名以上で構成される団体、グループ又は企業等で、代表者が市内在住の成人であり、構成員（代表者を含む。）の半数以上が市内在住であること。

補助対象事業

次の(1)から(6)の要件を全て満たす事業

(1) 次のアからオまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 市制施行 20 周年を迎えることを市民と一緒に祝い、楽しめる場を創出する事業

イ 市制施行後の 20 年を振り返る事業

ウ 四万十市の将来のまちづくりを考える事業

エ 市制施行 20 周年記念事業として、話題性、オリジナル性又は将来性がある事業

オ 市制施行 20 周年の盛り上げを図ることを目的として実施する事業

(2) 参加者及び対象者を限定しないこと。

(3) 令和7年4月1日から令和8年3月 31 日までに実施すること。

(4) 補助対象者としての新規事業であること、又は既存事業で市制施行 20 周年を記念して内容を拡充して実施する事業であること。

(5) 四万十市制施行 20 周年記念市民提案型事業であることを事業名に冠すること。

(6) 原則として、四万十市内で実施する事業であること。

【補助対象外事業】

(1) 営利事業又は営利を主たる目的とする事業

(2) 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業

(4) 主に特定地区の住民を対象とした事業

(5) 他に市等からの補助金等を受けている事業

(6) その他市長が適当でないと認める事業

補助金額

以下の補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た金額(1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた金額)を補助金額(補助上限額は1事業につき 30 万円)とする。

【補助対象経費】

項目	内容
報償費	講師、出演者等(団体等の構成員を除く。)への謝礼等
旅費	講師、出演者等(団体等の構成員を除く。)の交通費及び宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成に係る印刷製本費
燃料費	事業実施に係る燃料費
通信運搬費	事業実施に係る郵送料、配送料
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	専門知識、技術を要する業務等の委託費(事業自体の委託は対象外)
使用料及び賃貸料	会場借上料、各種機材レンタル料
その他	事業実施に必要な上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

※補助対象外経費

- ・団体等の運営経費等、事業実施に直接関係しない経費
- ・単価 10,000 円以上でその後経常的に使用する物品購入経費
- ・食事代や茶菓子代、飲み物代等の食糧費
- ・領収書等により団体等が支払ったことを明確に確認することができない経費

補助事業の採択件数

6 件 ※応募多数の場合は、書類審査等によって採択事業を選定します。

1 月上旬頃に採択結果を通知予定です。

採択事業の特典(補助金交付以外)

採択事業には以下の特典があります。

- (1) 事業実施における四万十市の後援名義の使用(四万十市共催等に関する取扱い要綱(平成 19 年四万十市告示第 50 号)に基づく申請は不要とする。)これにより、市施設の使用料の一部が免除される施設があります。(しまんとぴあ:半額。西土佐ふれあいホール:60%減額)
- (2) 四万十市制施行 20 周年記念ロゴマークの使用
- (3) 表彰状等における四万十市長名の使用
- (4) 四万十市公式ホームページ等への事業実施日等の掲載

応募期間

10 月 1 日(火曜日)～11 月 28 日(木曜日)

応募方法及び問い合わせ先

市公式 HP に掲載の事業提案書を持参、郵送、メールで提出してください。

※同一の申請者が複数の事業について提案書を提出することはできません。

【提出先及び問い合わせ先】

〒787-8790 四万十市中村大橋通四丁目 10 番地

四万十市総務課行政管理係(市役所本庁舎 3 階)

gyousei@city.shimanto.lg.jp

0880-34-1804